

「日本遺産」で地域活性化！

～世界遺産とは異なる、秘めたる“可能性”～

政策調査部 市川 拓也

要 約

地域活性化を目的とした国の認定制度に「日本遺産」がある。従来、文化財は文化財保護法等を中心に個々に保存・活用が図られてきたが、それらをストーリーでつなぐことで、観光客を呼び込み、地域を活性化させようというものである。地域活性化が目的であることから、保護に重点が置かれる世界遺産登録とは一線を画する。

日本遺産は2015年度から認定が開始され、今年度で3度目となる。年間18件程度が認定されており、政府は2020年までに観光拠点として100件程度となることを目指している。地域によっては、認定後の訪問客数の増加が見られており、誘客コンテンツとしての効果が期待される。

昨今、観光を核とした地域づくりに対する政府支援が花盛りであり、日本遺産も観光を通じた地域活性化を図る点で、観光地域づくりである。しかし、地域住民には有形・無形の文化財とも認識されていないような身近な遺産を文化として後世に継承する点で、日本遺産は観光地域づくりの範疇を超えるものである。現状では課題はあるものの、自治体や地域金融機関等には、日本遺産という仕組みの活用について積極的な検討を期待したい。

目 次

- 1章 地域活性化のための日本遺産
- 2章 日本遺産の誘客効果等
- 3章 文化財を活用したまちづくり
- 4章 日本遺産を活用した地域活性化の課題
- 5章 身近な遺産を後世に継承

1章 地域活性化のための日本遺産

1. ストーリーを評価する「日本遺産」

日本遺産とは「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産 (Japan Heritage)』として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を総合的に活用する取組を支援する事業」¹である。従来の文化財保護においては文化財保護法等の下で、個々の文化財を個別的な点として保存・活用してきたが、日本遺産は地域活性化を直接的な目的として、ストーリーを描くことで活用面の強化を図る制度である。

国のお墨付きを得ることで当該区域内外での知名度向上が期待できるほか、情報発信や普及啓発、調査研究等の日本遺産に関する事業の費用について、国の補助金も受けられる。文化財の活用についてはこれまで不十分な面があったが、地域活性化を前面に打ち出した文化財の保存・活用に資金面のサポートが得られれば、実施自治体としては心強いに違いない。

2. 制度創設の背景

こうした制度が設けられた背景の一つには、「歴史文化基本構想」²の策定が思うように進まなかったことがある。同構想については後述するが、一言で言えば個々の文化財だけではなく、周辺環境も含め、まちごと保存していくためのマスタープランを自治体自らが策定しようとするものである。この構想策定が思うように進まない中で創設

されたのが、文化財群を結んだストーリーを認定する日本遺産制度である。複数の文化財をまとめて観光拠点とすることで、地域活性化にもつながる。

同制度は比較的新しい制度である。2014年の日本再興戦略（『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－）で、「『日本遺産 (Japan Heritage)』認定の仕組みを新たに創設し、歴史的的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信する。」と制度創設の文言が盛り込まれた後、2015年度文化庁予算では「地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを『日本遺産 (Japan Heritage)』に認定する仕組み」の創設、および「地域の活性化を図る」ことを目指した「日本遺産魅力発信推進事業」が計上されることとなった。『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－における日本遺産認定制度の創設は、「2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指す」として東京オリンピック・パラリンピックを睨んだインバウンド拡大施策が盛り込まれる中での施策であり、日本遺産がコンテンツ充実策として期待されることになった。

3. 制度の特徴

日本遺産の特徴的な点は、複数の文化財からなるストーリーを認定する制度にある。文化庁ウェブサイトによると、外部有識者からなる日本遺産審査委員会の審査を経て、文化庁が認定する仕組みとなっている。ストーリーのタイプは文化財が単一の市町村で完結する「地域型」、複数の市

1) 文化庁「『日本遺産 (Japan Heritage)』事業について」(平成27年3月)

2) 文化庁「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」(平成19年10月30日)にて「歴史文化基本構想」が提唱された経緯がある。

町村にまたがる「シリアル型（ネットワーク型）」の2種類があり、申請自治体はどちらかを指定して申請する。

図表1が審査基準であるが、①ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものになっていること、②日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像（ビジョン）と、実現に向けた具体的な方策が適切に示されていること、③ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること――の3点からなる。①については、「興味深さ」「斬新さ」「訴求力」「希少性」「地域性」の5つの観点から総合的に判断される。

複数の文化財群によって地域活性化の側面が問われている点が、これまでの個々の文化財の指定等とは大きく異なる。仮に文化財群の中に世界遺産が含まれていても、日本遺産には認定されない

ことがあり得る一方、希少性は審査のポイントとはなるが、祭りなど地域住民にとって身近な未指定文化財を日本遺産に組み込むことも可能である。申請を行う自治体がいかにストーリーを練り上げ、ビジョンと体制を整えるかが鍵を握っている。

4. 現在の日本遺産

これまでに認定された日本遺産は合計54件となっている。2015年度、2016年度にそれぞれ18件と19件³⁾、2017年度に17件が認定されており、今後毎年度、同程度の認定が続けば2020年度には100件を超える。認定件数として2020年までに100件程度⁴⁾を想定していることから順当なペースであると言える。

2017年度分について示した図表2からは、複数にまたがる「シリアル型」が11件と過半を占めているが、2015年度、2016年度についてもそれぞれ10件、15件と半分以上が「シリアル型」

図表1 日本遺産の審査基準

- ① ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものになっていること。
※具体的には、以下の観点から総合的に判断します。
- (1) 興味深さ：人々が関心を持ったり惹きつけられたりする内容となっている。
 - (2) 斬新さ：あまり知られていなかった点や隠れた魅力を打ち出している。
 - (3) 訴求力：専門的な知識がなくても理解しやすい内容となっている。
 - (4) 希少性：他の地域ではあまり見られない希少な点がある。
 - (5) 地域性：地域特有の文化が現れている。
- ② 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像（ビジョン）と、実現に向けた具体的な方策が適切に示されていること。
- ③ ストーリー国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること。

(出所) 文化庁『『日本遺産 (Japan Heritage)』パンフレット』

3) 文末の参考資料1、2を参照。

4) 文化庁『『日本遺産 (Japan Heritage)』事業について』(平成27年3月)。観光立国推進閣僚会議「観光ビジョン実現プログラム2017ー世界が訪れたい日本を目指してー(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2017)」(平成29年5月)にも記載箇所あり。

となっている。「シリアル型」については市町村間での調整に手間を要することが想定されるが、都道府県が調整を行い申請者となることも可能であり、調整の手間を理由に戻込みする必要はなさそうである⁵。

お茶や絹産業、忍者などストーリーの中心とな

図表2 平成29年度「日本遺産 (Japan Heritage)」認定一覧

番号	都道府県名	申請者 (◎印は代表自治体)	ストーリーのタイトル
1	北海道	江差町	江差の五月は江戸にもない —ニシンの繁栄が息づく町—
2	山形県, 北海道, 青森県, 秋田県, 新潟県, 石川県, 福井県	◎酒田市 (山形県)・函館市・松前町 (北海道)・鱒ヶ沢町・深浦町 (青森県)・秋田市 (秋田県)・新潟市・長岡市 (新潟県)・加賀市 (石川県)・敦賀市・南越前町 (福井県)	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ~北前船寄港地・船主集落~
3	山形県	鶴岡市	サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
4	埼玉県	行田市	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田
5	滋賀県, 三重県	◎甲賀市 (滋賀県)・伊賀市 (三重県)	忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—
6	京都府	◎京都府 (宮津市, 京丹後市, 与謝野町, 伊根町)	300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊
7	大阪府, 奈良県	◎大阪府 (大阪市, 堺市, 松原市, 羽曳野市, 太子町), 奈良県 (葛城市, 大和高田市, 橿原市, 桜井市, 明日香村)	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」~竹内街道・横大路 (大道)~
8	兵庫県	◎朝来市・姫路市・福崎町・市川町・神河町・養父市	播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道—資源大国日本の記憶をたどる 73kmの轍~
9	和歌山県	◎和歌山県 (和歌山市, 海南市)	絶景の宝庫 和歌の浦
10	和歌山県	湯浅町	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅
11	島根県	出雲市	日が沈む聖地出雲 ~神が創り出した地の夕日を巡る~
12	岡山県	倉敷市	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ~和と洋が織りなす繊維のまち~
13	岡山県, 福井県, 愛知県, 滋賀県, 兵庫県	◎備前市 (岡山県)・越前町 (福井県)・瀬戸市・常滑市 (愛知県)・甲賀市 (滋賀県)・篠山市 (兵庫県)	きっと恋する六古窯 —日本生まれ日本育ちのやきもの産地—
14	高知県	◎安田町・奈半利町・田野町・北川村・馬路村	森林鉄道から日本一のゆずロードへ —ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化—
15	福岡県, 山口県	◎北九州市 (福岡県)・下関市 (山口県)	関門“ノスタルジック”海峡 ~時の停車場、近代化の記憶~
16	熊本県	◎山鹿市・玉名市・菊池市・和水町	米作り、二千年にわたる大地の記憶 ~菊池川流域「今昔『水稻』物語」~
17	大分県	◎中津市・玖珠町	やばけい遊覧~大地に描いた山水絵巻の道をゆく

(出所) 文化庁ウェブサイト「平成29年度『日本遺産 (Japan Heritage)』の認定結果の発表及び認定証の交付について」(別紙1「平成29年度『日本遺産 (Japan Heritage)』認定一覧」)

5) 文化庁ウェブサイト「『日本遺産 (Japan Heritage)』について」の「申請様式」参照。

るテーマは実に多様であるが、様々な切り口から組み立てができることは、住民や観光客と文化財との接点を広げる意味で重要である。例えば、日本最古級の宇治橋に興味がなくとも、茶道に興味があれば、2015年度に認定された日本遺産である「日本茶 800年の歴史散歩」(参考資料1)には関心が向きやすいであろうし、当該文化財群に含まれる1160年創業の通圓茶屋(国重要文化的景観)などだけでなく、「茶店『通圓』の十一代の主は、名水と言われる宇治川の水を『三の間』から汲み上げ、伏見城の豊臣秀吉のもとに届けたといわれる」(文化庁ウェブサイト)とのストーリーによって宇治橋も関心のうちに入ってこよう。このように間口を広くして最終的に文化財に興味を抱くよう工夫すれば、当該文化財のある地域への誘客効果を高めることにつながろう。

しかも、日本遺産は単に文化財の価値が認められるのとは異なり、地域活性化につながるビジョンや体制整備も含めたストーリーが有識者の審査を経て認定を得たものである。つまり、文化財群の価値のみならず、地域活性化の計画に「お墨付き」を得たようなものである。

2章 日本遺産の誘客効果等

1. 日本遺産のこれまでの効果

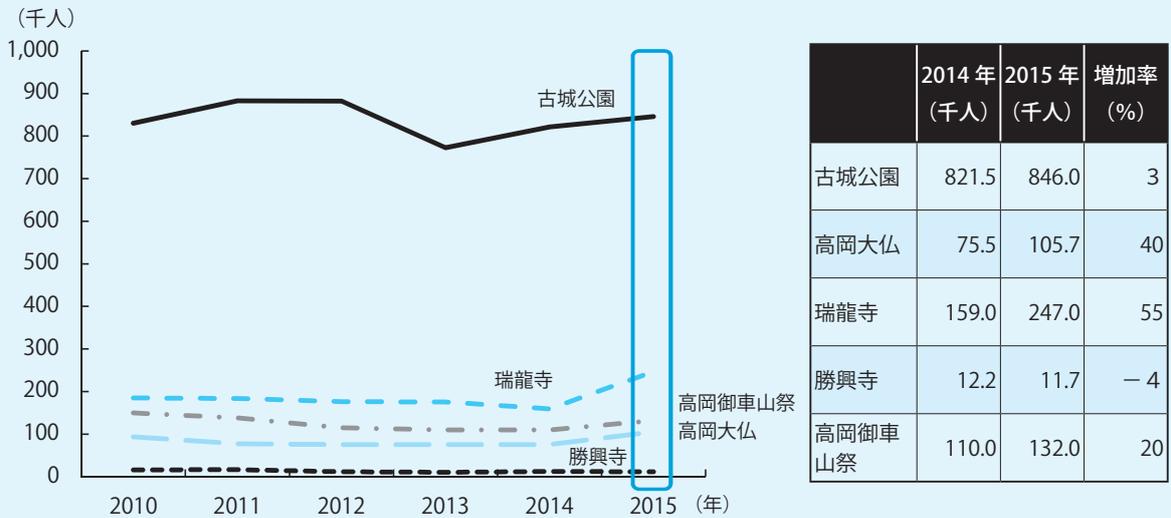
文化財を用いて観光拠点にすることで誘客につながるといふ理屈は容易に理解できる。しかし、複数の有形・無形の文化財をストーリーで結ぶ日本遺産における認定効果の検証は容易ではない。認定がきっかけで訪問したか否かは本人に尋ねるほかに、仮に認定が訪問動機となった場合でも、データ入手可能な文化財を訪問していなければ当該地域への入込を直接確認できないためである。

そこで、そうした制約を前提としつつも、2015年度認定の日本遺産について、認定の前後の客数の比較などの調査を通じて、筆者なりに認定によるプラスの効果があつたのではないかと考えられる事例を示したい。

まず日本遺産「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人、技、心一」の高岡市について観光客数の推移を見てみよう。図表3は構成文化財のうち古城公園(高岡城跡)他計5カ所における観光客数の推計である。立地域が異なる勝興寺こそわずかに減少しているが、高岡大仏や瑞龍寺は認定された年の2015年に大きく伸びている。歴年のデータであるため認定前4カ月程度のデータ(認定日は2015年4月24日)も含まれている点に留意すべきである一方、日本遺産認定以外の要因が関与した可能性を排除することはできないが、古城公園周辺については誘客効果が見られた可能性がある。

図表4は日本遺産「近世日本の教育遺産群 一学ぶ心・礼節の本源一」の構成文化財である偕楽園(常磐公園)および弘道館公園の利用者数の推移である。梅で有名な偕楽園は認定年度である2015年度に、前年比で8%弱の増加が見られる。1割未満の変化であり、2012年度にも同程度の利用者があることから、東日本大震災直後の2011年度を除き、17万人程度で安定的に推移しているとの見方もできなくはない。むしろ、注目されるのは水戸藩の藩校弘道館に位置する弘道館公園であり、2015年度に前年度比約33%もの伸びとなっている点である。2014年度に前年度比約36%の増加が見られた後、さらに3割超の増加となっていることから、日本遺産認定が偕楽園訪問とのセットで旧弘道館に足を運ぶ観光客の数を一段押し上げたものとみられる。

図表3 構成文化財の観光客入込数（推計）

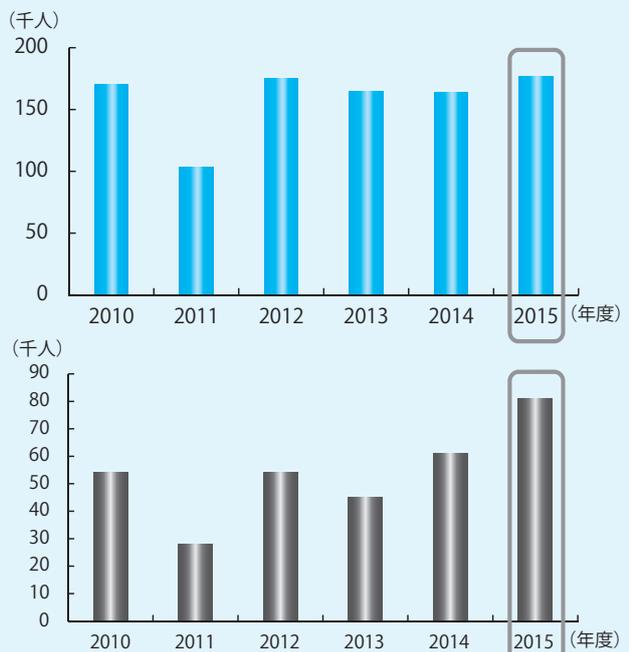


(注) 古城公園は構成文化財の「高岡城跡」(国指定史跡)、高岡御車山祭は同「高岡御車山」(重要有形民俗文化財)および「高岡御車山祭の御車山行事」(重要無形民俗文化財)と見なして取り上げたもの
 (出所) 高岡市「高岡市統計書の経年データ(平成18年版～)」(出典元: 高岡市観光交流課)から大和総研作成

さらに島根県津和野町(「津和野今昔～百景図を歩く～」)について見てみよう。図表5は構成文化財の津和野城跡への入込客数の変化を見るため、三本松城跡(津和野城跡)の観光リフトの観光入込客延べ数を月次で示したものである。リフト乗車という性質上、冬季や梅雨の時期の落ち込み等、季節要因が反映される可能性には留意する必要があるが、前年同月比で見れば、2015年の認定後に利用者は明らかに伸びている。

同日本遺産に関し、冊子「思いを馳せ、そして楽しむ文化遺産の世界 The World of Cultural Heritage Vol.26」への地域活性化の効果に関する寄稿文⁶によれば、周囲の世界遺産効果にも配慮しつつ、同

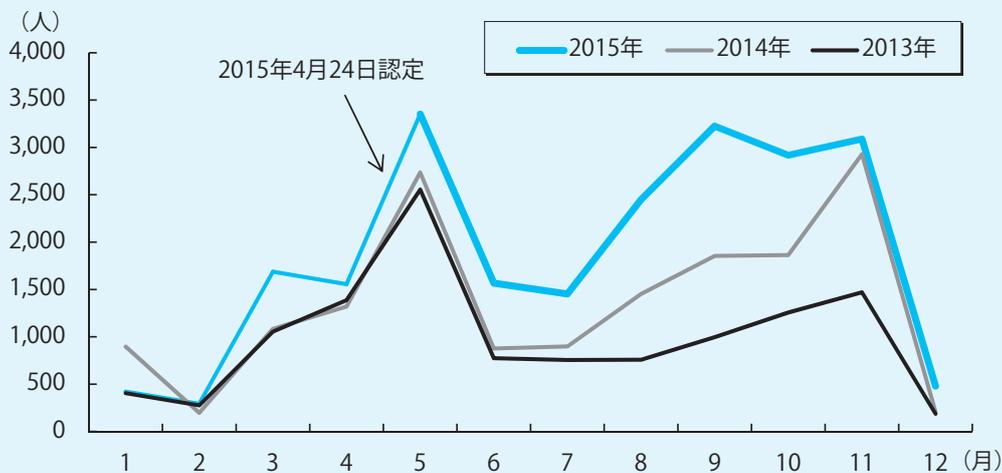
図表4 偕楽園(上)および弘道館公園(下)の年間利用者数



(注) 図表下は旧弘道館への観光客数を弘道館公園の利用者数で捉えようとしたもの
 (出所) 茨城県総務部「茨城県の財務諸表」各年度版から大和総研作成

6) 米本潔(島根県鹿足郡津和野町商工観光課企画員、歴史まちづくり推進係長・観光係長(兼)津和野町教育委員会文化財担当)「特集4 津和野町(島根県)日本遺産認定による地域活性化の効果と今後の取り組み」(「思いを馳せ、そして楽しむ文化遺産の世界 The World of Cultural Heritage Vol.26」)

図表5 津和野城跡（三本松城跡）の観光リフト観光入込客延べ数



(注) 構成文化財である津和野城跡への訪問者数に準じて、三本松城跡観光リフトにおける観光入込客延べ数を見たもの。2014年4月24日認定のため、2015年5月以降、線を太くしてある(出所) 島根県「島根県観光動態調査結果」各年版から大和総研作成

年4月～12月の観光客入込数が前年比10.4%増(平成27年観光客入込数 津和野町商工観光課調べ)、外国人宿泊者数が同57.4%増となったという。「日本遺産の認定を受けて、津和野もこの数年は注目されるであろう」と認定効果への期待も記されており、自治体側として手応えを感じている様子がうかがえる。

最後に「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」の鳥取県のケースを見てみる。図表6は構成文化財である鳥取県三朝温泉^{みささ}の入湯客数について前年同月比の伸びを見たものである。入湯税のデータを用いていることから、比較的最近までデータが取れている。当該データによると、認定月である2015年4月の認定5カ月前まで前年比マイナスを続けた後、プラスに転じ、以降、約1年の間、前年比増が続いている。認定との因果関係を断定することはできないが、一定の効果があったのではないかとみ

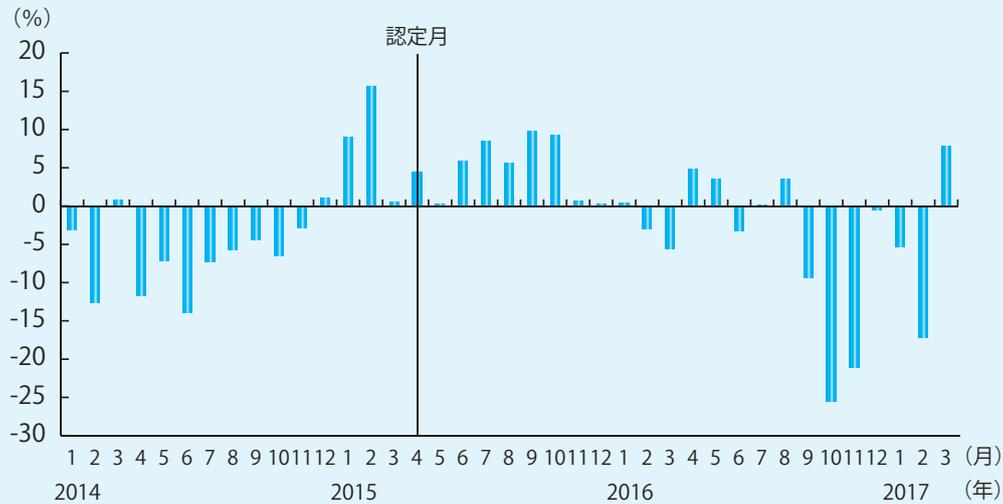
ることは可能ではないか。

注意すべきは、プラスの効果が十分には持続していない点である。同年11月以降は伸び悩み、その後は前年同月比減となる月が出始め、25%を超える大幅なマイナスとなる月も確認できる。前年同月比という指標は、前年が伸びていれば翌年は数字上で反動が出やすいが、前年と同水準の需要を維持できず、入湯客数の変動が大きいことは、旅館等の安定経営の観点からは課題となり得る。地域の維持に配慮した長期的視点からのアプローチが求められよう。

日本遺産の認定後に誘客効果があったとみられる上記の事例は、繰り返しになるが、日本遺産の認定という要因とは異なる要因で客数が増加した可能性を排除しきれない。特に高岡市および水戸市、津和野町はいずれも後述する「歴史的風致維持向上計画」の認定⁷を受けており、また高岡市および津和野町は「文化財総合的把握モデル事業」

7) 文化庁ウェブサイト「認定歴史的風致維持向上計画」参照。

図表6 三朝温泉の入湯客数の伸び（前年同月比）



（出所）鳥取県ウェブサイト「観光入込動態調査」から大和総研作成

により「歴史文化基本構想」（後述）を策定⁸した自治体でもある。それらに基づいた観光行政の充実が日本遺産認定により相乗効果を発揮した可能性も十分に考えられる。日本遺産認定は誘客手段の一つであり、多方面からのアプローチを合わせて行うことが観光拠点化および持続可能な地域の形成に必要であろう。

2. 自治体財政の視点

本章の最後に、図表7で上記認定遺産を構成する自治体の財政力指数を示した。財政力指数は基準財政収入額を基準財政需要額で除して求められ、自治体の財政力の高さを示すものである。茨城県および水戸市の財政力指数は平均を上回るが、鳥取県および三朝町、島根県および津和野町は平均未満となっている。地域活性化のために文化財を活用しようにも、財政力の低い自治体が一般財源を用いて独自の文化財調査や誘客のための

PRを行うことは容易でない。財政的に余裕のない自治体は国の支援が受けられる施策として、余裕のある自治体は積極的なPR手段として、日本遺産認定の利用は有用であると考えられる。

3章 文化財を活用したまちづくり

1. 従来文化財行政

わが国における文化財保護の制度的枠組みとしては、文化財保護法を核とした有形文化財、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、記念物等からなっている。有形文化財であれば重要文化財の指定や登録有形文化財の登録、さらに重要文化財のうち「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるもの」（文化財保護法第27条第2項）であれば「国宝」として指定されるといった階層的な仕組みになっている。

8) 文化庁ウェブサイト「各地方公共団体が策定した『歴史文化基本構想』」参照。

図表7 日本遺産認定自治体の財政力指数

日本遺産	構成文化財の位置する自治体	財政力指数
近世日本の教育遺産群 —学ぶ心・礼節の本源—	茨城県	0.63
	水戸市	0.84
津和野今昔 ～百景図を歩く～	島根県	0.24
	津和野町	0.17
六根清浄と六感治癒の地 ～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～	鳥取県	0.25
	三朝町	0.23
	都道府県・合計	0.49
	市・全国計	0.63
	町村・全国計	0.38

(出所) 都道府県の指数は総務省「平成27年度都道府県決算状況調」、市町村の指数は総務省「平成27年度市町村別決算状況調」から大和総研作成

図表8 国宝・重要文化財 (単位: 件数)

種別/区分	国宝	重要文化財
美術工芸品	絵画	2,010
	彫刻	2,699
	工芸品	2,452
	書跡・典籍	1,906
	古文書	763
	考古資料	626
	歴史資料	198
	計	10,654
建造物	(282棟)	(4,892棟)
	223	2,465
合計	1,101	13,119

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。2017年6月1日現在
(出所) 文化庁ウェブサイト「文化財指定等の件数」

図表8は国宝・重要文化財の件数であるが、前者を含む重要文化財は1万件を大きく超える。制度として後発の登録有形文化財の件数も既に1万件を超えており、史跡名勝天然記念物は3千件強、重要無形文化財の指定数は各個認定および保持団体等認定でそれぞれ76件、27件、重要有形民俗文化財が220件、重要無形民俗文化財は303件である⁹⁾。さらに、これらに加え都道府県、市町村による指定等もあるため、何らかの指定等を受けている有形・無形の文化財数は相当数に上る

とみられる。このほか、文化財保護という点では世界遺産条約、無形文化遺産保護条約を通じた枠組みもあり、多様な形で文化財保護がなされている。

2. 新たな潮流としての「歴史文化基本構想」

「歴史文化基本構想」とは「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想」(文化庁ウェブサイト)である。端的に言えば、漏れのないよう文化財が存在する地域を一体的に捉えて保存・活用するための基本構想である。地域で文化財を周辺ごと保存する計画を策定するマスタープランとなるもので、保存・活用の基本的指針や関連文化財群、歴史文化保存活用区域を設定する¹⁰⁾。文化庁では『歴史文化基本構想』策定技術指針(平成24年2月)や『歴史文化基本構想』策定ハンドブックを作成し構想の策定を推奨してきた。周辺環境も一

9) 文化庁ウェブサイト「文化財指定等の件数」参照。

10) 文化庁文化財部『歴史文化基本構想』策定技術指針(平成24年2月)、および文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室『歴史文化基本構想』策定ハンドブック参照。

体として捉えることから地域づくりの意味合いも生じる。

しかし、文化庁『「日本遺産（Japan Heritage）」事業について』（平成27年3月）によると、「歴史文化基本構想」を策定した市町村は2014年8月時点でわずか38にとどまり、日本遺産の制度が導入されることになった背景としてその点を念頭においた旨が記されている。進捗が思わしくなかった明確な理由は不明であるが、既に古都保存法や都市計画法、景観法による枠組みがあるほか、新たに歴史まちづくり法¹¹による「歴史的風致維持向上計画」の認定制度もスタートする中で、自治体が自主的な取り組みとして大掛かりなマスタープランを作成することの困難さがあったものと推測される。

3. “観光拠点”としての日本遺産

文化財保護法においては、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り」（文化財保護法第1条）とあり、「活用」面も法律の目的に謳われている。従来、文化財は展示などの形で活用されてきたとはいえ、十分であったとは言い難い。こうした中、ここのと、政府は同構想の推進を観光拠点形成の枠組みで捉えるようになっており、「文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備」¹²することを目標とする中で、日本遺産を100件程度認定するとともに、「歴史文化基本構想」の100件策定も掲げられている。文化財整備の結果、

世界中から富裕層が観光に訪れ、お金を落としてくれれば、文化財維持のための財源にもなるということもある¹³。

国内外からの誘客を目的とするのであれば、やはり世界的に発信される世界文化遺産への登録が期待される場所である。2016年に7カ国17の建築作品群の一つとして国立西洋美術館が国をまたぐ世界遺産に登録されたのに続き、執筆時点で本年（2017年）も沖ノ島の世界遺産登録が確実視されており、続々と日本の世界遺産が増加していく状態にあるが、世界遺産はその「保護」が目的である点を忘れてはならない。そもそも世界遺産条約は「文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくため」（外務省ウェブサイト）のものであり、「保護」を目的とした条約である。世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の中には民間企業の敷地内の資産のため通常公開されていないものも含まれており、沖ノ島のような神聖な島が世界遺産になった際に多くの観光客を誘致していいものかという点もある。

一方で、日本遺産は地域活性化そのものを目的とした観光拠点化による一体的な保護である。しかも、文化財保護法で指定等された文化財だけでなく、単体では埋もれてしまう可能性のある未指定の文化財もストーリーによって関係性が構築され、新たな価値が付与される効果も期待できる。

11) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（2008年5月23日公布）。重点区域や文化財の保存・活用を含む「歴史的風致維持向上計画」を認定する制度。「市町村が『歴史的風致維持向上計画』を作成するに当たっては、『歴史文化基本構想』を踏まえ、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われるよう努める必要がある」（文化庁ウェブサイト）とあり、「歴史文化基本構想」の下で「歴史的風致維持向上計画」が策定されることが望まれている。

12) 文化庁「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」（文化庁ウェブサイト「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020の策定について」（2016年4月26日）別紙1）。

13) デービッド・アトキンソン『新・観光立国論』（東洋経済新報社、2015年）

世界遺産条約が求めるような「顕著な普遍的価値」が認められないとしても、日本のため、地域のために幅広い未指定文化財を後世に伝えつつ、多様な観光客にアピールすることができるかもしれない。

4章 日本遺産を活用した地域活性化の課題

1. 知名度向上へ向けた課題

日本遺産は見てきたように地域活性化と文化財保護の両方を活かす望ましい仕組みであるが、課題として挙げられるのは制度そのものの知名度の低さである。日本遺産制度がスタートしてからこれまで3度の認定がなされたが、日本国内で十分に多くの人々が同制度を具体的に知っているとは考えにくい。また、仮に日本遺産という言葉を目にしたことがあるとしても、「世界遺産」という広く知られる言葉がある中で、「日本遺産」は同一線上で価値が一段低い遺産のように思われてしまっている可能性がある。文化庁の2014年度予算では「世界遺産暫定リストに記載された文化遺産等を『日本遺産 (Japan Heritage)』という呼称で、海外に発信」(文化庁「平成26年度文化庁予算の概要」より)としていたことからすれば、やむを得ない面もあるが、誤解が存在しているかもしれない「日本遺産」という名称の変更も、知名度向上には一案かもしれない。

当然のことながら、名称を変更するだけで認知度が向上するわけではない。一義的には文化庁によるマスコミを含めた

各種機関への積極的な情報発信の重要性が挙げられるが¹⁴、知名度向上に向け、認定を受けた自治体や地元の営利・非営利法人、教育機関、地域住民が一体となって盛り上げていく必要がある。文化庁のウェブサイトですえ認定日本遺産の外国語表記が十分になされていないが、文化庁のみならず構成自治体では積極的に多言語翻訳を行うことで、インバウンド客の取り込みを図っていくことが望まれる。

2. 公開は認定ストーリーのみ

予算との関係がある中で認定件数が限られているために、一般に目に触れるストーリー数が限定される点も課題である。2017年度で見れば申請数79件というのも自治体数からして多くないが、認定件数が17件では狭き門と言える(図表9)。質を伴わない事業計画に政府が補助金を付与することは問題だが、ストーリー自体は100件でも1,000件でも作られ、文化庁や自治体のウェブサイト上で、公開されてもよいのではなかろうか。現状では、認定されたストーリーのみ公開されているはずであるが、認定されないストーリーが公

図表9 申請件数および認定件数の推移



14) 文化庁のウェブサイトに記載している認定ストーリーの多言語翻訳も望まれるところである。

開されないのは行政としても効率的ではない。

筆者としては、申請のあったストーリーは全件公開するとともに、優秀なストーリーに対し、認定ではなく年間18件程度を表彰の上、補助金を交付すればよいのではないかと考える。そうすれば、表彰対象以外のストーリーも広く知ることができ、多様な評価を受けることも期待できるのではなかろうか。

3. 文化財保護の側面

日本遺産に限らず、観光客の増加に対し観光資源をいかに保護するかは観光行政上、大きな課題である。観光地化によって文化財そのものの保護が危ぶまれる事態も想定せざるを得ないであろう。

世界遺産について見てみると、例えば「琉球王国のグスク及び関連遺産群（斎場御嶽）」では「当初は年間約10万人の来訪者が近年のパワースポットブーム等で年間約43万人の来訪があり、それに伴って、石畳道の磨耗や石製の香炉に上り香炉が破損するなどの問題が発生している。」¹⁵という。また、「石見銀山遺跡とその文化的景観」では「入り込み客急増に伴うバスの振動や騒音」が課題となり、遺産域内のバス路線は廃止になっている¹⁶。

日本遺産においても同様のことが言えることから、文化財を観光コンテンツとして見た場合の特殊性に鑑み、一定の入込制限を含めた文化財の毀

損および外部不経済に対する回避策を事前に検討する必要がある。このことが、結果的にブーム化を避け、持続性を高めることにもつながると信じたい。

5章 身近な遺産を後世に継承

政府は「地方部での外国人延べ宿泊者数については、2020年には2015年の3倍近い増加となる7000万人泊、2030年には5倍を超える1億3000万人泊を目指す。」¹⁷としており、地方への急速なインバウンド拡大を目指している。2017年1月には内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」が設置され、古民家等歴史的資源の活用が図られるとともに、宿泊施設のキャパシティ対応・有効活用としての民泊新法（住宅宿泊事業法）も本年の通常国会で可決・成立（6月9日）している。

このように観光に対する機運が高まる中で、観光庁ではインバウンドの地方周遊ルート促進を狙った「広域観光周遊ルート形成促進事業」¹⁸や観光資源を活かした地域づくりの一体的施策である「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」¹⁹を2015年度から、テーマ別に共通の観光資源を有する地域のネットワーク化を図る「テーマ別観光による地方誘客事業」²⁰を2016年度からスタートさせている（図表10）。観光を核とした各種の地域づくり支援策は花盛りといった具合である。

15) 観光庁「世界遺産所在自治体の保全と観光活用に関する取組事例集 世界遺産サミット」（平成26年10月24日）

16) 15) 参照。

17) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議「明日の日本を支える観光ビジョンー 世界が訪れたい日本へー」（平成28年3月30日）

18) 2016年までに計11の広域観光周遊ルート形成計画が認定されており、31のモデルルートが公表されている（観光庁ウェブサイトより）。

19) 2017年度には第1弾（4月21日公表）として9地域が選定されている（観光庁ウェブサイトより）。

20) 2017年度には継続選定テーマ6件に加えて、新規で7件が選定されている（観光庁ウェブサイトより）。

図表 10 「テーマ別観光による地方誘客事業」2017 年度選定テーマ

新規選定テーマ	継続選定テーマ
アニメツーリズム	エコツーリズム
古民家等の歴史的資源	街道観光
サイクルツーリズム	酒蔵ツーリズム
全国で当地マラソン	社寺観光 巡礼の旅
日本巡礼文化発祥の道	明治日本の産業革命遺産
忍者ツーリズム	ロケツーリズム
百年料亭	

(出所) 観光庁ウェブサイト

これまで述べてきたように日本遺産も文化財のストーリーを発信し、地域活性化を目指すものであるから、まさに観光地域づくりを意識したものである。テーマで複数地域をストーリーでつなぐシリアル型については、「テーマ別観光による地方誘客事業」に類似しているとみることできる。しかし、日本遺産で重要な部分は、単に観光振興を目的としてコンテンツや地域を整備するのではなく、文化財というかけがえのない財産の保護に観光を活用しつつ、地域活性化を図る点にあり、観光地域づくりの範疇を超えるものである。地域住民にとっては文化財とも認識していない身近な有形・無形の遺産をストーリーの網で捉えることによって、年月とともに風化させることなく、地域の文化として後世に伝えることこそ、日本遺産が持つ独特の役割ではないかと考える²¹⁾。今後、政府が進める省庁連携による「文化経済戦略（仮称）」²²⁾の中で、さらに日本遺産の支援強化がなされていくことが望まれる。

「地域住民にとって、どんなに優れた景観や特

異な資源も、日々見慣れた風景の一つであり、往々にして無頓着である。だから『うちの地域には何もない』と言ってしまいがちである。地域の物語づくりは、こうした地元の資源に対する自覚や誇りを呼び覚ます重要な作業である。」²³⁾とは、公益社団法人日本観光振興協会常務理事・総合調査研究所長の丁野朗氏の言葉である。身近に守るべき、残すべき文化財が何かあるはずである。現状では、認知度が高いとは言えないが、自治体関係者や金融機関等には、ぜひ、日本遺産の仕組みの活用について積極的な検討を期待したい。

21) 身近な遺産という意味では、福岡県太宰府市、茨城県龍ケ崎市、徳島県徳島市のように、市民遺産の制度を設けているところもある。

22) 松野文部科学大臣 提出資料「第4次産業革命推進の鍵となる人材力・イノベーション基盤力の強化 文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出」（未来投資会議（第8回）（平成29年5月12日）配布資料、資料6）

23) 丁野朗（公益社団法人日本観光振興協会常務理事・総合調査研究所長）「特集8 日本遺産の可能性と期待」（「思いを馳せ、そして楽しむ文化遺産の世界 The World of Cultural Heritage Vol.26」）

【参考資料1】平成27年度「日本遺産（Japan Heritage）」認定一覧

認定日	都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
平成27年 4月24日	茨城県・栃木県・ 岡山県・大分県	◎水戸市（茨城県）・足利市（栃木 県）・備前市（岡山県）・日田市（大 分県）	近世日本の教育遺産群 —学ぶ心・礼節の本源—
平成27年 4月24日	群馬県	◎群馬県 (桐生市, 甘楽町, 中之条町, 片品村)	かかあ天下—ぐんまの絹物語—
平成27年 4月24日	富山県	高岡市	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡 —人、技、心—
平成27年 4月24日	石川県	◎石川県 (七尾市, 輪島市, 珠洲市, 志賀町, 穴水町, 能登町)	灯（あか）り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ 祭り～
平成27年 4月24日	福井県	◎福井県 (小浜市, 若狭町)	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ～御食 国（みけつくに）若狭と鯖街道～
平成27年 4月24日	岐阜県	岐阜市	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐 阜
平成27年 4月24日	三重県	明和町	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮
平成27年 4月24日	滋賀県	◎滋賀県 (大津市, 彦根市, 近江八幡市, 高 島市, 東近江市, 米原市, 長浜市)	琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産
平成27年 4月24日	京都府	◎京都府 (宇治市, 城陽市, 八幡市, 京田辺 市, 木津川市, 久御山町, 井手町, 宇治田原町, 笠置町, 和束町, 精 華町, 南山城村)	日本茶 800年の歴史散歩
平成27年 4月24日	兵庫県	篠山市	丹波篠山 デカンショ節 - 民謡に乗せて歌い継 ぐふるさとの記憶
平成27年 4月24日	奈良県	◎明日香村・橿原市・高取町	「日本国創成のとき—飛鳥を翔（かけ）た女性た ち—」
平成27年 4月24日	鳥取県	三朝町	六根清浄と六感治癒の地～日本—危ない国宝鑑 賞と世界屈指のラドン泉～
平成27年 4月24日	島根県	津和野町	津和野今昔～百景図を歩く～
平成27年 4月24日	広島県	尾道市	尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市
平成27年 4月24日	愛媛県・高知県・ 徳島県・香川県	◎愛媛県・高知県・徳島県・香川 県（各県内57市町村）	「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～
平成27年 4月24日	福岡県	太宰府市	古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点 ～
平成27年 4月24日	長崎県	◎長崎県 (対馬市, 壱岐市, 五島市, 新上五 島町)	国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架 け橋～
平成27年 4月24日	熊本県	◎人吉市・錦町・あさぎり町・多 良木町・湯前町・水上村・相良村・ 五木村・山江村・球磨村	相良 700年が生んだ保守と進取の文化 ～ 日 本でもっとも豊かな隠れ里 — 人吉球磨 ～

(出所) 文化庁ウェブサイト (PDFファイルのダウンロードに関する部分を除く)

【参考資料2】平成28年度「日本遺産（Japan Heritage）」認定一覧

No	都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
1	宮城県	◎宮城県（仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町）	政宗が育んだ“伊達”な文化
2	山形県	◎山形県（鶴岡市、西川町、庄内町）	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,466段の石段から始まる出羽三山～
3	福島県	◎会津若松市・喜多方市・南会津町・下郷町・檜枝岐村・只見町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・会津美里町・三島町・金山町・昭和村	会津の三十三観音めぐり ～巡礼を通して観た往時の会津の文化～
4	福島県	◎郡山市・猪苗代町	未来を拓いた「一本の水路」—大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代—
5	千葉県	◎千葉県（佐倉市、成田市、香取市、銚子市）	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」—佐倉・成田・佐原・銚子：百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群—
6	神奈川県	伊勢原市	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～
7	神奈川県	鎌倉市	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～
8	新潟県	◎三条市・新潟市・長岡市・十日町市・津南町	「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化
9	石川県	小松市	『珠玉と歩む物語』小松～時の流れの中で磨き上げた石の文化～
10	長野県	◎南木曾町・大桑村・上松町・木曾町・木祖村・王滝村・塩尻市	木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～
11	岐阜県	高山市	飛騨匠の技・こころ 一木とともに、今に引き継ぐ1300年—
12	兵庫県	◎淡路市・洲本市・南あわじ市	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～
13	奈良県	◎吉野町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～
14	和歌山県	◎和歌山県（新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町）	鯨とともに生きる
15	鳥取県	◎大山町・伯耆町・江府町・米子市	地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
16	島根県	◎雲南市・安来市・奥出雲町	出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～
17	広島県・神奈川県・長崎県・京都府	◎呉市（広島県）・横須賀市（神奈川県）・佐世保市（長崎県）・舞鶴市（京都府）	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～
18	愛媛県・広島県	◎今治市（愛媛県）・尾道市（広島県）	“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島—よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶—
19	佐賀県・長崎県	◎佐賀県（唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町） 長崎県（佐世保市、平戸市、波佐見町）	日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～

（出所）文化庁「我が国の文化政策」（平成28年度）

[著者]

市川 拓也 (いちかわ たくや)



政策調査部
主任研究員
担当は、地域経済、地方財政、
パブリックセクター全般